

一般社団法人つなぎ 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての職員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年10月1日～令和13年9月30日までの 5年間

2. 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1 か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 50%以上とする。

<対策>

- 令和 8年10月～ 育児休業に関するパンフレットの配布や、ポスター掲示による制度の周知を図る
- 令和 10年10月～ 再度周知を図る

目標2：産前産後休業や育児休業給付金、育休中の社会保険料の免除など、復帰後の短時間勤務など、制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和 8年10月～ パンフレット配布や、ポスター掲示による制度の周知を図る
- 令和 9年 4月～ 全職員を対象に、出産・子育てにともなう制度の周知を把握するアンケートの実施
- 令和 9年10月～ 育児休業制度等についての説明・研修会の実施